

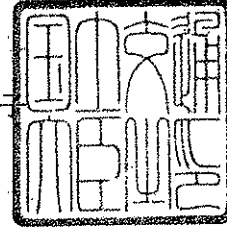
認 定 書

国住指第 1208 号
平成 15 年 7 月 31 日



JFE スチール株式会社
代表取締役社長 敷土文夫 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MSTL-0128
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
建築構造用 TMCP 鋼材 HBL325B, HBL325C, HBL355B, HBL355C（西日本製鉄所・倉敷地区）
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

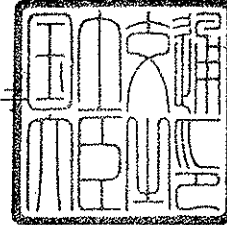


指 定 書

国住指第 1208-2 号
平成 15 年 7 月 31 日

JFE スチール株式会社
代表取締役社長 数土文夫 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号、第二第二号、第三第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号

MSTL-0128

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

建築構造用 TMCP 鋼材 HBL325B, HBL325C, HBL355B, HBL355C (西日本製鉄所・倉敷地区)

3. 指定する数値

	HBL325B	HBL355B
	HBL325C	HBL355C
(1) 許容応力度の基準強度	325 N/mm ²	355 N/mm ²
(2) 溶接部の許容応力度の基準強度	325 N/mm ²	355 N/mm ²
(3) 材料強度の基準強度	325 N/mm ²	355 N/mm ²

上記の数値の 1.1 倍以下とすることができる。

(4) 溶接部の材料強度の基準強度	325 N/mm ²	355 N/mm ²
-------------------	-----------------------	-----------------------

上記の数値の 1.1 倍とすることができる。



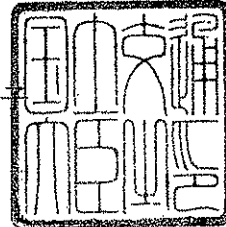
認 定 書

国住指第 1209 号
平成 15 年 7 月 31 日



JFE スチール株式会社
代表取締役社長 敷土文夫 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MSTL-0129
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
建築構造用 TMCP 鋼材 HBL325B, HBL325C, HBL355B, HBL355C（東日本製鉄所・京浜地区）
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り



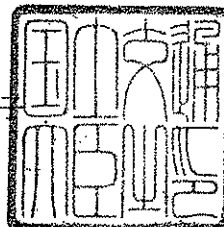
指 定 書

国住指第 1209-2 号

平成 15 年 7 月 31 日

JFE スチール株式会社
代表取締役社長 数土文夫 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号、第二第二号、第三第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号

MSTL-0129

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

建築構造用 TMCP 鋼材 HBL325B, HBL325C, HBL355B, HBL355C (東日本製鉄所・京浜地区)

3. 指定する数値

	HBL325B	HBL355B
	HBL325C	HBL355C
(1) 許容応力度の基準強度	325 N/mm ²	355 N/mm ²
(2) 溶接部の許容応力度の 基準強度	325 N/mm ²	355 N/mm ²
(3) 材料強度の基準強度	325 N/mm ²	355 N/mm ²
(4) 溶接部の材料強度の 基準強度	325 N/mm ²	355 N/mm ²

上記の数値の 1.1 倍以下とすることができる。

上記の数値の 1.1 倍とすることができる。